

大阪大学医学部附属病院治験審査委員会標準業務手順書 補遺 新旧対照表

変更点：アンダーライン

現行	改訂案	変更理由
平成 2 6 年 1 月 1 日 作成	平成 2 6 年 1 月 1 日作成 <u>2 0 2 3 年 1 0 月 1 日改訂</u>	改訂のため
(各書類の責任権限) 第 8 条 治験審査委員会委員長は、受領又は作成する以下の書類に関し、指示を決定する。また、本補遺第 4 条に従い、業務担当者は以下の業務を行う。 書式：4、5	(各書類の責任権限) 第 8 条 治験審査委員会委員長は、受領又は作成する以下の書類に関し、指示を決定する。また、本補遺第 4 条に従い、業務担当者は以下の業務を行う。 書式：4、5 <u>(医) 書式：4、5</u>	医師主導治験の文書の押印を省略するため
<附記> 大阪大学医学部附属病院治験審査委員会標準業務手順書 補遺 平成 2 6 年 1 月 1 日作成	<附記> 大阪大学医学部附属病院治験審査委員会標準業務手順書 補遺 平成 2 6 年 1 月 1 日作成 <u>2 0 2 3 年 1 0 月 1 日改訂</u>	改訂のため

以上